

西東京市工事請負契約における現場代理人常駐義務の緩和措置に関する基準

第1 趣旨

この基準は、建設業者の受注機会の拡大を図るため、西東京市（以下「市」という。）の工事請負契約約款で定める現場代理人の常駐義務について、その一部を緩和し兼務を認める措置等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 常駐の期間

工事請負契約約款で定める現場代理人の常駐義務の期間は、契約の締結後から工事の完了までの期間とする。ただし、次に掲げる期間を除く。

- (1) 契約の締結後から工事現場作業が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事が完了した後から完了検査までの期間
- (5) 前4号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

第3 兼務を認める工事

次のいずれにも該当する工事については、第2に定める期間において、2件の工事の現場代理人を兼務することを認める。ただし、工事の施工内容及び工事現場の条件等により、設計図書等に兼務を認めない旨が明示されている工事を除く。

- (1) 市発注の工事であること。
 - (2) 兼務に係る双方の工事の契約金額が4,000万円未満であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市内における同一又は近接した工事現場等の複数の工事について、同一の現場代理人が一括して管理することが合理的に認められる場合であって、法令等に違反しない限りにおいて、他の工事との兼務を認める。

第4 契約変更

現場代理人を兼務する工事について、契約金額の変更が生じたことにより、第3第1項第2号で定める金額を上回った場合は、引き続き兼務を認める。

第5 現場代理人の責務

2件の工事を兼務する現場代理人は、工事の円滑で適正な施工を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 兼務する工事のいずれかの工事現場に駐在し、一方に偏ることなく適切な工事現場の運営及び取締りを行うこと。
- (2) 兼務する工事の双方の監督員と常に連絡が取れ、緊急時には工事現場に急行できる体制を確保すること。
- (3) 不在となる工事現場については、安全管理及び住民対応等の体制を確保し、工事現場の運営及び取締りに支障を生じさせないこと。

第6 手続

受注者は、現場代理人を兼務させようとするときは、落札決定後、速やかに現場代理人兼務届を提出しなければならない。

第7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から施行し、同日以後に締結する工事請負契約について適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行し、同日以後に締結する工事請負契約について適用する。